

厚生労働省労働基準局長名で、5月14日付け「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」周知協力依頼が届きました。

19日、厚生労働省労働基準局長名で、5月14日付け「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」周知協力依頼が届きましたので、ご案内致します。職場で働く人々の感染予防、健康管理の徹底に、ご協力ください。

また、同日付けで「基本的対処方針」が改正され、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とするとともに、緊急事態措置を実施すべきでない区域についても基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある等の変更がなされております。

記

- 1 [当協会会長宛 5月14日付け周知依頼文書](#)
- 2 [厚生労働省労働基準局 報道発表資料](#)
- 3 [別添1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）](#)
- 4 [別添2 人との接触を8割減らす、10のポイント](#)
- 5 [別添3 「新しい生活様式」の実践例](#)
- 6 [別添4 5月4日「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（抜粋）](#)
- 7 [別添5 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト](#)
- 8 [別添6 新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）](#)
- 9 [別添7 新型コロナウイルス感染症による労働災害も労働者死傷病報告の提出が必要です。](#)

2020年5月20日